

大磯町長等の給与に関する条例及び大磯町教育委員会教育長の  
給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(大磯町長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大磯町長等の給与に関する条例(昭和31年大磯町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第20項から第22項までの規定中「町長等」を「町長」に改める。

(大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 大磯町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年大磯町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第16項から第18項までを削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

大磯町長 中 崎 久 雄